

## 最高裁判所一般規則制定諮問委員会 議事概要(第3回)

(最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事)

速報のため、事後修正の可能性あり

### 1. 日時

平成14年10月22日(火)14:00～17:20

### 2. 場所

最高裁判所大会議室

### 3. 出席者

(委員)

青木昌彦,磯村保,遠藤光男[委員長],北野聖造,曾我部東子,龍岡資晃,鶴岡啓一,中田昭孝,長谷川真理子,長谷川裕子,土方健男,堀越みき子,堀籠幸男,堀野紀,前田雅英,松尾邦弘,宮本康昭(敬称略)

(幹事)

一木剛太郎,金井康雄,鹿子木康,小池裕,竹崎博允,寺田逸郎,中山隆夫,野山宏,明賀英樹,山崎敏充

### 4. 議題

(1)準備会の報告

(2)協議

(3)今後の予定等について

## 5. 配布資料

(資料)

8. これまでの議論の整理等に関するメモ・その2
9. 検討すべき主な論点
10. 簡易裁判所判事の選考手続について
11. 裁判官の人事評価制度の検討状況について

## 6. 議事

### (1) 準備会の報告

委員から、10月7日及び17日に準備会が開催されたこと、その結果を踏まえて資料8が作成されたことが報告された。

続いて、幹事から、10月8日に開催された司法制度改革推進本部事務局の法曹制度検討会において、当委員会における検討状況について最高裁から説明を行ったことが報告された。

### (2) 協議( :委員長, :委員, :幹事)

#### ア 委員会の所掌事務(審議の対象とすべき裁判官の範囲)

:委員会の審議の対象とすべき裁判官の範囲で特に問題となるのは、高等裁判所長官、簡易裁判所判事、短期間裁判官の身分を離れていた者が復帰する場合の3つである。これらにつき協議する前提として、高等裁判所長官及び簡易裁判所判事の職務内容や指名の実情等について、幹事から説明してもらいたい。

:高等裁判所長官は、裁判所法上、その他の下級裁判所の裁判官である判事等と区別されているが、その任命資格は判事と全く同じである。ただ、高等裁判所の司法行政事務を総括する権限を有しており、実際上の執務内容は、ほとんど全てが司法行政事務である。また、指名が行われるのは、定年退官等で欠員が生ずる場合に限

られ、定期的に行われるというものではない。簡易裁判所判事は、訴額が90万円を超えない民事訴訟や軽微な刑事公判事件等を扱っている。選考手続は資料10のとおりであるが、今年度から、選考をより充実した情報に基づき実質的な審議ができるようにした。今年から方式も変わったので、その状況もよく検証しながら、今後とも人物考査を充実させていきたいと考えている。

(ア)高等裁判所長官について

:審議対象から外してよい。

:原則として審議対象から外してよい。委員会の設置の趣旨は、国民の権利義務を最終的に確定する裁判権を行使するに相応しい人であるかどうかをチェックするという点にある。高等裁判所長官の任命資格は判事と同様であり、判事としての適格審査を、すでに2～3回は受けていることになる。したがって、司法行政事務を行う者としての適格性を、裁判権を行使する判事としての適格性とは別に、改めて審査するというのは必ずしも相当ではない。ただし、例外として、弁護士の中から高等裁判所長官になりたいというような希望者が出てきた場合には、裁判官としての適格性の審査を受けていないので、裁判官として裁判権を行使するのに相応しい人かどうかを審査の対象とすべきである。

:一般国民から、司法行政は、全体として判決等に何らかの影響を与えているのではないかと見られていると思う。この委員会を経ることにより、第三者の目も経た高等裁判所長官が誕生しているという方が、国民の目から見ても納得性が高いのではないかと思う。

:高等裁判所長官は、司法行政を通じて、裁判所の運営や裁判全体、ひいては国民の権利義務に全体として影響を及ぼすだろう。現状からすれば、運用上、すべての高等裁判所長官について審査対象としなければならないかという点、必ずしもその必要はないと思うが、高等裁判所長官を対象から外すだけの論理的な根拠はないと思う。そこで、規則上は入れておいた上で、委員会の運用に委ねればよいのではないか。

:高等裁判所長官の任命は定期的でない点、テクニカルなようで実は重要ではないかと思う。この委員会を通すということが、国民の期待に沿うということはそのと

おりと思うが、そのメリットに比べると、高等裁判所長官を組み込んでおいて、随時、高等裁判所長官が替わるたびに委員会を開く態勢をとっておき、一方で再任や新任の問題もこなさなければならないとする事のデメリットの方が大きいのではないか。したがって、高等裁判所長官を外しても、テクニカルなデメリットの大きさからすると、国民の納得は得られるのではないかと思う。

：高等裁判所長官に関する取りまとめとしては、委員の数の上では「外してよい」という意見が多いように受け止めたが、今日、断定的に一本化するのではなく、複数の案を併記する形で要綱案を作り、次回いずれかに固めるということによいか。

：異議なし。

#### (イ)簡易裁判所判事について

：現在、簡易裁判所判事選考委員会により選考された人で、簡易裁判所判事に採用されない人がいるのか。現行の簡易裁判所判事選考委員会が十分な機能を果たしているのであれば、委員会の機能を兼ねているということになる。その場合、簡易裁判所判事選考委員会の委員構成を考え直すべきではないか。

：簡易裁判所判事選考委員会により選考された者は、ほぼ全員が簡易裁判所判事に任命されている。ただ、例外として、選考後の健康診断で重大な健康上の問題が発覚し、任命されないという例があった。

：審議対象とする必要はない。先程の幹事説明によると、簡易裁判所判事選考委員会は、現在では、委員会でやろうとしているのとほぼ同じような選考方法をとっている。私は、簡易裁判所判事推薦委員会の委員をしていたことがあり、その経験から言うと、簡易裁判所判事推薦委員会は形骸化しておらず、そこからかなりいいデータが簡易裁判所判事選考委員会に上がっていると思う。さらに、簡易裁判所判事選考委員会で人物のチェックをしているということであれば、重ねて委員会に付すというのは屋上屋を重ねるようなものである。

：国民の司法参加、透明性の確保の観点からすると、何らかの形で委員会の審査を経ることが必要である。但し、簡易裁判所判事選考委員会を充実強化し、発展させるという前提条件が整備されれば、簡易裁判所判事は委員会の審議対象から外してよい。

:簡易裁判所判事選考委員会は、法律的な能力のチェックと、裁判官としての適否のチェックという二面性を持っていると思う。したがって、これを分けてしまうのはあまり機能的ではなく、簡易裁判所判事選考委員会を残した上で、その委員構成と委員会の委員構成等についてすり合わせていくのが、最も実地的な解決方法ではないかと思う。

:他の委員の意見に賛成である。

:簡易裁判所判事選考委員会では、現実には指名を前提とした審議が行われており、実質は委員会と同じものではないか、つまり屋上屋を重ねることになるのではないかという意見がある。それと同時に、最近の実情を聞くと、簡易裁判所判事選考委員会については、実質的な審議ができるよう改革が行われているということである。今後、簡易裁判所判事選考委員会の委員構成や選考の在り方を新しく立ち上げられる委員会に近づける方向で更に改革するというもののほか、簡易裁判所判事の職務の特質をも考え併せると、判事と判事補の任命についての実質的な審議を確保するためには、簡易裁判所判事を審議対象から外してもいいのではないか。そういうことで意見を集約することでどうか。

:異議なし。

(ウ)短期間裁判官の身分を離れていた者について

:短期間裁判官の身分を離れて戻ってきた者については、原則的には審議対象から外すこととして、要綱案を基に次回審議することでどうか。

:外国留学や民間出向のように、裁判官としての資質を高める機会を持つことは重要なことであり、そのたびに再審査をする必要はないと思う。ただし、2年とか3年とかきちんと年限を決めた方がいいと思う。

:この問題は、裁判官に戻れるかどうかではなく、審査にかけるかどうかの問題であり、そうであればある程度の幅があってもいいと思う。具体的な実情としても、法務省や外国に出る期間は様々だと思うので、例えば、2年で区切ると動きづらくなるのではないか。

:審査対象となるかどうか、身分を離れていた期間の多少の出入りで変わるのとはどうかと思う。裁判官の身分を離れる形態として、研鑽や出向などいろいろなケー

スがあり、類型化するのはなかなか難しいのではないかと。委員会で検討して、ガイドライン的なものを作るというのも一つの方法ではないかと。

：これまで出た意見を念頭に置きながら、準備会で要綱案を作り、それを見た上でもう一度議論することでどうか。

：異議なし。

#### イ 委員会の所掌事務に関連する事項

：司法制度改革審議会の意見書では、委員会が希望者に説明責任を果たすべきとされていたと思うので、委員会から適任としなかった者に通知した方がよいのではないかと。

：任官希望者を指名しなかった場合の最高裁からその者に対する通知については、当委員会の諮問事項ではないので当委員会で決めるわけにはいかないだろう。また、最高裁が委員会に指名結果や理由を通知すべきかどうかということは、最高裁から委員会へのフィードバックの問題である。今の意見は、「委員会は本人に対して通知する必要はないが、最高裁は指名しなかった場合には求めがあればその理由を任官希望者に開示することが望ましい。」という趣旨とお聞きして、当委員会としては、委員会が本人に対して通知する必要はないとすることでよいか。

：結構である。

：委員会と最高裁の結論が違っているときは、委員会を開いてその場で最高裁から通知とともに説明を受けることにして、最高裁の委員会に対する説明責任を果たしてもらおうようにすべきである。

：最高裁が委員会へすべての結果を通知すること、委員会と最高裁の結論が異なるときは理由も付して通知をすることについては、異論はないということで取りまとめ、委員会を開いて最高裁から説明を求めるかどうかは、その委員会が決める運用上の問題であって、当委員会で決める必要はないということよいか。

：異議なし。

：委員会が裁判官に指名するのが適当と判断したが、最高裁が指名しなかった場合、委員会の判断を本人は知りうるのか。

：最高裁が指名しなかったときは、最高裁から本人に対して委員会の意見を含んだ

結果とその理由を伝えることになる。

：最高裁が指名しなかったときに、本人が委員会に説明を求めてきた場合、委員会がそれに対して全く答えなくてよいのかについては疑義がある。

：最高裁が最終的に指名しなかった場合、最高裁が本人に説明するとしても、委員会にも説明責任がある以上、委員会にも説明を求めることができるようにすべきである。

：司法制度改革審議会の意見書の読み方について、審議会の議論を踏まえて説明すると、委員会が不適格と判断した者については、その理由を付して最高裁へ返すのであり、最高裁が指名しなかった者に対して説明する場合には、委員会での結論やその理由も含めて本人に説明することになる。そうすると、本人に対する説明責任は最高裁にあるということになるのではないか。

：委員会は最高裁に設置されるのであるから、本人への説明責任を負うのは最高裁だけである。最高裁内部に置かれた委員会が、最高裁とは別に本人に説明するというのは適切でないし、このような例もないのではないか。

：最高裁が本人に説明するときは、委員会の意見も説明することになると思われる。したがって、委員会から本人への説明は必要ないという形で取りまとめをしたい。

：委員会による選考の過程へのアクセスの機会を十分に保障するといった観点からの問題でもあると思われるが、原則は、指名権を持つ最高裁が本人に説明すべきである。

：意見書の読み方として、説明責任が最高裁だけということには疑義がある。そこで、取りまとめとしては、いかなる場合も委員会から本人に説明する必要はないという強いものにすべきではない。要綱案に盛り込むまではいかないが、本人からの求めがあれば必要に応じて委員会が何か対処できる形にしておいてもらいたい。

：意見書の読み方として、本人への説明責任の部分の主語は、最高裁ではなく委員会とも読めるので、委員会の所掌事務の中で検討すべきである。規則に書くのが難しいというのなら、別の方法を検討すべきである。

：ここでの取りまとめとしては、本人から求めがない場合は委員会から本人に通知をする必要はないことまでとどめる、本人から委員会に説明を求められた場合の対

応は、委員会の裁量で対処していけばよい問題であるとしておくことでよいか。

: 異議なし。

#### ウ 委員会の運営方法、権限等

幹事から、裁判官の人事評価のサンプルの紹介がなされた後、資料11に基づき、裁判官の人事評価制度の検討状況について説明がなされた。

: 委員会の審議の在り方として、コントラヴァーシャルなケースを重点的に審議することに異論はないと思われる。そうなると、例えば、面接については、委員会に面接することができる権限を与えることでよいと思うが、どうか。

: 重点の置き方は、委員会が考えるのか、最高裁が考えるのか。

: 2つの重要な要素である、すべての任官希望者を諮問すること、最高裁の意見を付さないで諮問することが確認された。そうなると、重点の判断はあくまで委員会の責任で行うという理解ではないか。それを全体委員会でやるのか小委員会でやるのかは、運用で処理すべき問題であろうと思われる。

: 中央の委員会と下部組織でどのような審議をするかのイメージがわからない。委員会として、重点審議の対象をどうやって絞り込むのか。組織が外部の意見を聞く場合、国民から受ける批判は4点ある。1点目は、都合のいい委員を選ぶという批判。2点目は議論の土俵を狭くするという批判。3点目は委員会で利用できる資料が十分でなく、当局側の資料で一本化されるという批判。4点目は結論のうち、都合が悪い部分を見逃したり、都合のいい部分だけを活用するという批判。これらを念頭におきながら、批判をクリアできるものでなければならない。重点審議の前提となる資料が、最高裁から提出されたものだけでいいのか。それとは異なる資料の収集に向けた工夫が必要ではないか。

: 国民の批判に耐えられるかどうか、実質的に機能し得るのが重要である。委員会にどのような資料が提供されるかを当委員会が限定することは難しい。委員会がどのように重点審議の対象を絞るかは、委員会における運用として徐々に形成されていくものではないか。大事なことは、独自に資料を収集できる権限を委員会に付与しておくことである。

: 委員会は、最高裁に対するチェック・アンド・バランスの機能を果たすことになるの



であれば、一方的な資料提供だけでは十分ではない。委員会がコントラヴァーシャルなケースに対して意見を言うことを重要な機能と評価すれば、委員会が一方的に面接したり、関係機関へ資料提供を求めるだけでなく、本人からも、委員会に対して、本人をよく知っている者の意見を聞いてほしいと意見を言うことができるようにする必要がある。そのような意見が述べられた場合、委員会は本人が挙げた者の意見を聞く義務があるのではないか。

：委員会が実質的な審議を行うために必要な基礎資料は、最高裁から提供を受け、コントラヴァーシャルなケースで委員会が必要と認めれば、委員会がその権限を活用して収集することとし、どのような資料を収集するかは委員会の良識に任せるべきものと思われる。そこで、本日は、任官希望者の面接、関係者からの意見聴取、関係機関への資料提供等の依頼といった権限を委員会に対して付与することを確認しておきたい。更に意見があれば、次回提出される要綱案を見た上で、改めて述べてもらいたい。

：委員会に付与される権限については、大筋としては賛成である。ただ、重点審議を行う者を絞り込むに当たっては、内部資料だけでなく、委員会や下部組織が主体的に収集した資料が役立つ仕組みが必要ではないかと思われる。

：本人に弁明の機会を与え、その意見を開陳する仕組みを設けることができれば、審査に役立つし、透明性が確保できる。

：委員会に対して、任官希望者の面接、関係者からの意見聴取、関係機関への資料提供、意見照会等の必要な協力を依頼する権限を付与すること自体には異論がないので、そのように取りまとめたい。

：異議なし。

## エ 委員会の組織、構成

### (ア)委員の人数

：委員の人数は、審議の在り方と密接に関連する。委員会が一から資料を収集することは困難であり、最高裁から基礎資料を出させることになる。基礎資料から委員会で重点的に審議すべき人が明らかになってくることを前提にすると、委員数は9人で、その内訳は、法曹三者5人、学識経験者4人とすることが考えられる。

:委員会での絞込みは、委員全員が集まって議論する必要があり、9人でもやや多いという気がする。10人を超えるようでは実質的な議論は難しい。委員数は7人、その内訳は、法曹三者4人、学識経験者3人とすることが考えられる。

:法曹三者の委員が5、6人となると、それぞれの層から出される意見には、委員の個性が出るかもしれない。重点審議のための絞込みの際には、資料の読込みにそれなりの労力がかかるので、委員数は10人位がいいのではないか。

:幅広く国民の意見を聞くという観点から、委員の構成は、法曹三者や学識経験者のみで固めるのはどうかと思う。委員数は10人前後は必要であろう。

:委員会がどのような仕事をするかが重要であり、その権限のイメージを共通化しないと、委員数の確定は困難である。小委員会を設けることも考えられよう。ただ、実質的な議論を行うことや委員の負担が相当なものになることも考慮に入れると、法曹三者が各2、3人ずつ、それ以外の方が同人数は必要であろう。したがって、合計数は、12～18人となる。

:資料を読み込み、重点審議を行う者を絞り込む必要があること、人数を多くすると集まりにくいことを考慮しつつ、コントラヴァーシャルなケースを議論するには、10人台、例えば、12人あるいは15人とすることが考えられる。まず小委員会で議論し、それから全員で議論するという場面も出てこよう。

:実質的な審議を行う以上、10人でも多いと思う。委員数は9人、その内訳は、裁判官の指名の適否という問題を扱うこと、国民の裁判所に対する信頼を高めるという委員会設置の趣旨からすると、法曹三者5人、有識者4人とすることが考えられる。

:偶然によって意見が一致するということを防ぐためには、5、6人以上が必要である。また、各委員がそれぞれ複数回以上意見を述べ、お互いに納得できるまで議論するということを確保するためには、委員数は12人が限度である。

:委員数は10人以内とすべきである。下部組織でスクリーニングを行い、委員会で重点審議を行うとなると、委員数はそれほどいらぬと思う。

:委員数は10人前後、その内訳は、少なくとも、裁判官、検察官及び弁護士の法曹関係者と学識経験者とするので取りまとめたい。更に意見があれば、要綱案を基に次回に議論していただきたい。

: 異議なし。

#### (イ) 委員の選任方法

: 参考までに申し上げますと、マスコミ業界には「放送と人権等権利に関する委員会機構」というものがあるが、この委員会の委員の選任は、別に設置されている選任委員会、すなわち第三者により行われている。このようにすれば、選任を行う組織の意図に合う委員ばかりが選出されるのではないかという危惧は排除できるのではないかと。

: 委員の選任方法については、弁護士会、検察庁、裁判所等からなる選任委員会で委員の選出について検討できれば、もう少し幅広い視点から選出されることになるので、透明度は増すと思う。

: 適任である委員を選任する能力は、最高裁事務総局が一番持っていると思われるので、最高裁を信頼して、最高裁が適任者を委員として選任する努力をしていただきたい。その代わり、選任に関する責任は最高裁が負うことになる。

: 委員を選任するについて、別の委員会を設置する必要はないと考える。委員の選任過程で政治的な立場等による対立が起こることは避けなければならない。また、この委員会は最高裁に設置されるものであるし、裁判官の指名権は最高裁にあるのだから、最高裁の責任において委員を任命するのが相当である。もちろん、例えば「明日の裁判所を考える懇談会」のように、裁判所以外の方もおられる場において、大局的な見地から学識経験者の選任方法に関する幅広い視点をいただくことは有益である。

: 選任のための委員会を設けると、また、その委員会の委員をどのように選出するかが問題となる。委員名を公表することによって透明性は確保されることになるので、選任そのものは最高裁に任せるのが相当と思われる。

: 法曹三者の委員はそれぞれが推薦することでよいと思う。学識経験者についても、法曹三者がそれぞれ推薦するという方法も考えられる。あるいは、法曹三者の意見を聴いて最高裁が任命するという方法も考えられる。

: 選任のために別の委員会を設けても、また、その委員会の委員の選任が問題となりうる。また、弁護士会や検察庁が的確な人を推薦できるかについては疑問もある。

今日のところは、委員の選任方法について、最高裁が任命すべきであるということで取りまとめさせていただきたい。ただし、運用の問題として、できるだけ多方面から意見を聴取して適切な選任が行われるよう配慮しなければならないという意見が述べられたことを明確にしておきたい。

: 異議なし。

#### オ 下部組織の機能

: 下部組織が任官希望者に対する資料収集、情報提供を行うことについては異論がないと思う。ところで、中央の委員会に推薦機能を持たせるべきではないし、任官希望者は最高裁に直接申し込むべきということで既に取りまとめたところであるが、そうすると、下部組織に推薦機能を持たせることはあり得ないと思われるので、そのように取りまとめたい。また、下部組織は単なる事務局ではなく、委員会形式とするということによいか。さらに、下部組織が必要に応じて中央の委員会に対して参考となる意見を述べるができるということによいか。

: いずれも異議なし。

#### カ 下部組織の組織、運営方法、権限等

: 下部組織の設置単位は、各高裁管内を1つのブロックとし、そのブロックごととすることによいか。

: 異議なし

: 下部組織の委員の人数については、どうか。

: 下部組織の委員数は5名で、法曹関係者3名、学識経験者2名の構成とするのが相当である。

: 原則は5名によいが、簡易裁判所判事推薦委員会の例を見ると、東京地裁の委員数は他の地裁より多くなっているようであるので、収集する情報量を考慮して、地域によっては委員数はそれより多くなってもよいのではないかと思う。

: 下部組織の委員数は、その権限との関係で、中央の委員会と同数にすべきである。下部組織が個々の希望者について個別に最高裁に対してその希望者に関する資料の提出をさらに求めれば、最高裁はそれを提出するものとするべきである。中央の委員会とは別に、外部評価を行う者として、弁護士、検察官、裁判所の職員その他の

関係者に対して調査する権限を下部組織に付与する必要がある。

：中央の委員会の場合は希望者本人に対する面接や意見聴取の権限を与えているが、下部組織についても、関係機関に対して資料や情報の提供を求めたり、意見照会の権限を与え、あとは運用の問題とすることでよいと思うが、どうか。

：中央の委員会が最高裁から資料を受け取って、該当する下部組織に交付し、それに基づいて下部組織が重点審議すべき対象者を絞り込むというイメージを持っているので、下部組織は最高裁に資料の提供を求めるものとするべきであると考えている。

：希望者全員をそれぞれ下部組織に割り振ってそこで審査を行い、それを受けて中央の委員会で審査するというイメージになるのか。

：そういうイメージではないと思う。中央の委員会で情報の不足があれば最高裁にさらに資料の提供を求めたり、下部組織に資料の収集を依頼することになるので、全件について下部組織で審査してもらうわけではないであろう。

：今の説明のイメージに賛成である。

：下部組織が中央の委員会で絞り込んだ問題のある者について調査の下請けをすることは、いかがか。下部組織においても問題のある裁判官であることを前提に調査することになり、対象とされた裁判官はたまらない。相当ではないと思う。

：任官希望者の3つのタイプのうち、修習生からの任官、判事補から判事への任官あるいは判事の再任の2つのタイプは、基本的に中央の委員会で審議すべき事項だと思う。この2つのタイプについて下部組織が意見を述べることはないと思う。ただし、再任等について中央の委員会から下部組織に対して情報を求めることはあってもよいと思う。弁護士等からの任官のタイプについての資料は、下部組織で作成して中央の委員会に提出するというのが大きな骨組みになると思う。大きな流れとして、先ほどの2つのタイプは、中央の委員会で審議すべき事項だということをはっきりさせておかないといけない。この2つのタイプについて、下部組織が重点審議の対象者を絞り込んでしまうことにすると、中央の委員会の権限は何なのかという問題が生じてしまう。これが最高裁の指名権につながってくる。下部組織には、裁判官としての適否が問題となる人物についての情報を中央の委員会に提供するという機能を与えればよいと思う。

:中央の委員会が適否の判断をするのはよいが、例えば、ある高裁管内に30人の希望者がいる場合に、そのリストは全て下部組織に交付して審査することになるのではないか。問題があるかどうかの審査を下部組織で行うとすれば、中央の委員会との権限干渉の問題は起きない。

:判事補から判事に任官するケースは特に大事である。判事補時代の10年間の実績は最高裁に蓄積されているほか、その判事補に関わった関係者からの情報の蓄積もある。例えば、10年目にある高裁管内に勤務している判事補は、それまでに3、4の裁判所を回ってきていることになるから、それらの情報はその高裁管内の下部組織に集積して、そこで審査するようにする方がよい。このように、まず、下部組織の方で審査して、それを受けて、中央の委員会で審査するという形で、下部組織と中央の委員会の役割分担をすることになると思う。

:検察庁や弁護士会から提供できる資料の中に、人事評価にそのまま使えるものがどれだけあるのかはまだ留保されているところである。全国各地を異動した裁判官について、統一的な審査を下部組織でするのか、中央の委員会でするのか。合理性を考えると、判事補から判事への任官の場合の審査は、人事評価に関する資料を基にしながら問題のある者を絞り込むことで、中央の委員会で行っても、決して当局側の資料に基づいた当局側の判断に引きずられることにはならないと思う。

:今日のところは、下部組織は情報の収集を行うこと、意見を中央の委員会に述べるができること、外部の機関に情報の提供を求めることができることについて取りまとめをしておきたい。それ以上の権限についてどうするのかについては、要綱案を見た上で意見をいただきたい。また、委員数は5人前後ということで取りまとめをしておきたい。委員の任命については、最高裁で行うこととし、委員の構成については、法曹三者及び学識経験者を委員とすることを要綱案に盛り込み、他の機関の人を入れるのかどうかについては、後ほど意見をいただくということにしたい。委員の選任方法については、委員会と同じような形で、最高裁が選任するということにしたい。任期、再任、常勤・非常勤、委員長、定足数等については、技術的なことなので、準備会でたたき台を作って次回に議論することとしたい。それでよろしいか。

:いずれも異議なし。

キ その他

:事務局の組織について、中央の委員会の庶務は最高裁の事務総局、下部組織の庶務は各高裁の事務局が担当することで特に異論はないか。

:事実上、最高裁事務総局や高裁事務局の職員が事務局の職務を行うことに異論はないが、制度としては、各委員会に事務局を置くべきである。

:委員長がおっしゃったような形でよいと思う。

:各委員会に事務局を置く案に賛成である。

:今日のところは、暫定的にこの項目の冒頭に申し上げたように取りまとめた上で要綱案を作りたい。

:異議なし。

:選任基準、スケジュールを明示すべきであることについては異論はないと思われる。法か規則かの議論、名称はどうするのかについては次回に検討したい。次回までの準備会において、これまでの議論に基づき要綱案を作成し、今回はそれを基に協議していただきたい。

:異議なし。

(3) 今後の予定等について

また、今後の委員会は、次の日時に開催されることとなった。

第4回 11月22日(金)午後1時30分から午後4時30分まで

第5回 12月24日(火)午後1時30分から午後4時30分まで

(以上)